

子育て世帯を支援

児童手当などのご案内

チェック

Check !



各給付、助成制度のご案内

☎ ネウボラ推進課 ☎ 573-5652



児童手当

【対象】

15 歳になってから最初の 3 月 31 日を迎えるまでの子どもを養育している人(父母などのうち、所得が多い人)

◇支給時期

支給日	支給対象月
6 月 3 日	2 月～ 5 月
10 月 5 日	6 月～ 9 月
2 月 3 日	10 月～ 1 月

◇支給額

区分	支給月額
3 歳未満	1 万 5,000 円
3 歳以上 小学校修了前	第 1、2 子 1 万円 第 3 子以降 1 万 5,000 円
中学生	1 万円
特例給付 (所得制限限度額※以上)	5,000 円

※所得制限によって児童手当が支給されない人には、特例給付が支給されます。所得制限限度額は右の表を参照してください。

※所得制限限度額

扶養親族の数	所得額
0 人	622 万円
1 人	660 万円
2 人	698 万円
3 人	736 万円
4 人	774 万円
5 人	812 万円

※扶養親族が 6 人以上の場合は、1 人増えるごとに 38 万円を所得限度額に加算します。

※所得には控除があります。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる人の限度額は、上の表の額に 1 人につき 6 万円を加算した額となります。

児童扶養手当

【対象】

ひとり親家庭で、18 歳になってから最初の 3 月 31 日を迎えるまで (心身に一定の障がいがある時は 20 歳未満) の子どもを養育している人

▼次の場合も対象になります

- ・父または母が心身に重度の障がいがある
- ・配偶者から暴力を受けている

※年金受給者で、年金月額が手当額を下回る場合その差額を支給

◇支給時期

支給日	支給対象月
5 月 11 日	3 月～ 4 月
7 月 11 日	5 月～ 6 月
9 月 9 日	7 月～ 8 月
11 月 11 日	9 月～ 10 月
1 月 11 日	11 月～ 12 月
3 月 10 日	1 月～ 2 月

◇支給額 4 月から手当額が変更になります。

区分 (子どもの数)	支給月額 (4 月以降)	これまでの支給額
1 人	全部支給 4 万 3,070 円 一部支給 月額 1 万 160 円～ 4 万 3,060 円まで	4 万 3,160 円 月額 1 万 180 円～ 4 万 3,150 円まで
2 人	1 人の場合の金額に 5,090 円～ 1 万 170 円加算	1 人の場合の金額に 5,100 円～ 1 万 190 円加算
3 人以上	3 人目から 1 人増えるごと 3,050 円～ 6,100 円加算	3 人目から 1 人増えるごと 3,060 円～ 6,110 円加算

※支給額は所得に応じて決定します。

※本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は支給されません。

特別児童扶養手当

【対象】

身体または精神に、中度または重度の障がいがある 20 歳未満の子どもを養育している人

◇支給時期

支給日	支給対象月
4 月 11 日	12 月～ 3 月
8 月 10 日	4 月～ 7 月
11 月 11 日	8 月～ 11 月

◇支給額 4 月から手当額が変更になります。

区分	支給月額 (4 月以降)	これまでの支給額
1 級該当児童	1 人につき 5 万 2,400 円	1 人につき 5 万 2,500 円
2 級該当児童	1 人につき 3 万 4,900 円	1 人につき 3 万 4,970 円

※本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は支給されません。